



名保幼第434号
令和3年8月30日

保育施設を利用する児童の保護者 各位

名護市長 渡具知 武豊



新型コロナウイルス感染症に係る名護市内保育施設等の対応について（第16報）

保護者の皆さまには、日頃より名護市の保育行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

沖縄県においては、現在新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、県内の医療提供体制も日に日に深刻さを増しております。また、名護市内においても子ども達の感染状況が増加傾向にあり、保育施設の休園やクラス閉鎖となった施設が増加してきております。

保育施設は、どうしても3密（密閉・密集・密接）を避けることが困難な状況にあり、職員及び園児共に感染リスクが非常に高い場所です。また、医療や介護等の市民の社会生活基盤を維持するためにも保育施設の機能維持が大変重要となっており、保育施設が休園やクラス閉鎖となった場合、社会生活基盤の維持も困難になってしまう恐れがあります。

名護市では、8月31日（火）までの期間を登園自粛要請期間としておりましたが、感染防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、下記の期間について特別な事情のある保護者の児童に限定した「特別保育」を実施します。できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育を強く要請します。

記

1 特別保育実施期間

令和3年9月1日（水）から令和3年9月12日（日）まで

※9月2日（木）までは、調整期間として柔軟に対応します。

※上記実施期間につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況により随時変更等がありますのでご留意下さい。変更等がありましたら改めて名護市ホームページ等でお知らせします。

2 特別保育の対象

- ・保護者の全員が警察、消防、医療、福祉の従事者その他社会の機能維持に必要な職種であり、かつ、休暇の取得が困難である世帯の児童
- ・その他、真にやむを得ない事情で家庭での保育が困難な世帯の児童

※上記の特別保育の対象であっても仕事が休み等、家庭での保育が実施できる場合は協力をお願いします。

※社会生活の機能維持に必要な職種については、別添参照。

名護市 こども家庭部
保育・幼稚園課
連絡先：0980-53-1212
(内線 129・109)